## 伊達市男女共同参画審議会 委員名簿

No	氏名		性別	所属・役職	区分
1	<sup>ふじの</sup> 藤野	<sup>みっこ</sup> 美都子	女	福島県立医科大学 医学部人間科学講座 教授	専門的な知識経験を有す る者
2	t t t t t t t t t t t t t t t t t t t	<sup>たかお</sup> <b>隆夫</b>	男	伊達市社会教育委員 委員	専門的な知識経験を有す る者
3	いしざわ <b>石澤</b>	ごう た <b>剛太</b>	男	伊達市民活動支援センター 職員	専門的な知識経験を有す る者
4	たかはし 高橋	<sup>たもっ</sup> 保	男	伊達市民生児童委員協議会 会長	関係団体に所属する者
5	<sub>かんの</sub> 菅野	<sup>きち</sup> 吉	女	伊達市連合婦人会 庶務	関係団体に所属する者
6	ゅ さ <b>遊佐</b>	。りこ <b>範子</b>	女	保原町女性団体連絡協議会 上保原婦人会長	関係団体に所属する者
7	すぎした 杉下	<sup>ひでょ</sup> <b>英世</b>	男	伊達地区連合 副議長	関係団体に所属する者
8	<sub>さとう</sub> 佐藤	としなり <b>利成</b>	男	伊達市 PTA 連絡協議会 会長	関係団体に所属する者
9	<sub>みうら</sub> 三浦	<sup>ひろこ</sup> 裕子	女	一般市民	一般公募による者

## アドバイザー

No	氏名	性別	所属・役職	区分
	<sub>おかべ たかとし</sub> <b>岡部 貴敏</b>	男	福島県男女共生センター 事業課 主査	男女共同参画に関して実 践的に取組んでいる機関

## 伊達市男女共同参画推進条例 (関係条文抜粋)

(組織)

- 第13条 審議会は、委員10人以内で組織し、男女のいずれか一方の委員の数は委員の総数の 10分の4未満とならないものとする。
- 2 委員は、見識を有する者及び公募に応じた市民のうちから、市長が委嘱する。 (委員の任期)
- 第14条 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は再任されることができる。